

銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する 会計上及び監査上の取扱い

平成14年7月29日
日本公認会計士協会

1. はじめに

平成11年10月22日付けで、企業会計審議会から「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(以下「意見書」という。)が公表され、「外貨建取引等会計処理基準」(以下「外貨基準」という。)が改訂された。これを受けて、日本公認会計士協会(以下「当協会」という。)は、平成12年1月31日付けで公表した会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品会計実務指針」という。)との整合性を考慮した上で、会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」(以下「外貨実務指針」という。)の見直しを行い、平成12年3月31日付けで公表した。改訂後の外貨基準及び外貨実務指針は、平成12年4月1日以後開始する事業年度から適用されている。

一方、多数の外貨建金融資産又は外貨建金融負債を保有している銀行業においては、平成11年1月22日付けで企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)及び外貨基準で示された基本的な考え方の枠内で、より合理的な会計処理及び表示方法の採用が認められることが、意見書においても明らかにされている。これを踏まえ、当協会は、平成12年4月10日付けで「銀行業において「新外為経理基準」を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」を公表し、新外為経理基準を継続適用している場合には、平成13年3月31日に終了する事業年度に限り、監査上妥当なものとして取り扱うことができるものとした。また、業種別監査委員会報告第20号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(以下「旧報告」という。)を公表し、銀行業における外貨建取引等の会計処理に関して平成14年3月31日に終了する事業年度の会計上及び監査上の取扱いを明らかにした。

旧報告は、平成14年3月31日に終了する事業年度において適用される外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱いであったため、当協会では業種別監査委員会において、平成14年4月1日以後開始する事業年度及び中間会計期間から適用するヘッジ会計等の新たな会計処理について、平成14年2月13日に公表した業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」と平仄を合わせつつ、検討を行ってきた。

このような検討の結果、旧報告において経過的に認められていた取扱いを廃止するとともに、以下の事項について次のような対応を求めることとした。

異なる通貨での資金調達・運用を動機とする通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引については、デリバティブ取引として、これらの取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当

期の損益として処理する。

インターナル・コントラクト及び連結会社間取引については、業種別監査委員会報告第24号と平仄を合わせ、決算上又は連結決算上消去することを原則的取扱いとする。

ただし、銀行業においては多数の外貨建金融資産又は外貨建金融負債を保有しており、業種特有の為替相場変動リスクの管理手法や通貨関連デリバティブの取引慣行等が認められる。したがって、外貨建取引に係るヘッジ会計並びに内部取引及び連結会社間取引については、金融商品会計基準及び外貨基準の趣旨を踏まえた、より合理的な会計処理及び表示方法を具体的に明らかにする必要性も認められた。

本報告は、銀行業におけるこのような事項について、金融商品会計基準及び外貨基準を適用する場合の会計上及び監査上の取扱いについて明らかにするものである。

2. 外貨建取引に係るヘッジ会計の適用に関する取扱い

多数の外貨建金融資産又は外貨建金融負債を保有している銀行業においては、資金調達通貨と異なる通貨で資金運用を行う場合も多い。このような場合には、資金調達通貨を資金運用通貨に変換する目的で、通貨スワップ取引及び資金関連スワップ取引（以下「通貨スワップ取引等」という。）が利用される。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物売為替又は先物買為替とした為替スワップ取引（為替予約の組合せによる実質的な通貨のスワップ取引）をいう。

異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引等は、実質的には資金運用通貨の調達手段又は資金調達通貨の運用手段であり、銀行業としては、会計期間ごとの資金運用収益と資金調達費用の対応が図れる会計処理が望まれる。一方、金融商品会計基準の趣旨を踏まえれば、上記の通貨スワップ取引等が、資金調達手段又は資金運用手段であると同時に、資金運用手段となる外貨建金融資産又は資金調達手段となる外貨建金融負債に係る為替相場変動による損益の変動を回避するものであれば、後述の取扱いに準拠することを条件として、ヘッジ会計を適用できると考えられる。

外貨基準及び金融商品会計実務指針では、決算日レートで換算される外貨建金銭債権債務及び外貨建有価証券（その他有価証券及び子会社・関連会社株式を除く。）について、為替予約等（通貨オプション、通貨スワップ等を含む。以下同じ。）により為替相場変動リスクのヘッジを行った場合には、振当処理による以外にヘッジ会計の適用を認めていない。しかしながら、多数の外貨建金銭債権債務等を保有している銀行業においては、外貨建金銭債権債務等と通貨スワップ取引等との個別紐付けが実務上困難であり、振当処理の適用は一般的に困難であると考えられる。

一方、振当処理を採用しなければ、金融商品会計実務指針第168項において、「ヘッジ手段である為替予約等を金融商品会計基準に従って時価評価し、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務又は外貨建有価証券を改訂外貨基準の原則に従い決算日レートで換算することにより、損益の計上時期が一致する。したがって、この処理を採用する場合にはヘッジ会計の対象外であり、ヘッジ会計の要件を満たすか否かの判定は要しない。」と

されている。

しかしながら、為替予約等の時価評価差額には金利要素が反映されているのに対して、外貨建金銭債権債務等の換算差額には金利要素が反映されていないため、損益の計上時期は厳密には一致しない。銀行業において実質的な資金調達・運用手段となる通貨スワップ取引等をヘッジ手段と考えた場合に、ヘッジ対象となる外貨建金銭債権債務等の取引量は膨大であるため、当該時価評価差額と換算差額の差異（金利要素部分）は、無視し得ない程度に巨額になることが多い。したがって、ヘッジ対象の為替相場変動による損失の可能性をヘッジ手段によってカバーするという経済的実態を財務諸表に反映させるためには、金融商品会計実務指針に定められている会計処理とは別に、外貨建金銭債権債務等の為替相場変動リスクのヘッジをヘッジ会計の対象として考慮することが必要である。

また、銀行業においては、通貨スワップ取引等による外貨建金銭債権債務等の為替相場変動による損失の可能性の減殺は、契約締結時から契約満了時までの元本相当額の直物為替持高への計上及び利息相当額の発生主義に基づく直物為替持高への計上によって図られる。すなわち、通貨スワップ取引等のキャッシュ・フローは、契約時又は変動金利改定時に確定し、銀行業の為替リスク管理上は、確定した将来キャッシュ・フローが時の経過とともに直物為替持高として計上され、為替相場の変動を相殺するものとなる。このような銀行の持高管理によれば、ヘッジ指定時にヘッジ対象外貨建金銭債権債務等の期日を特定しなくても、ヘッジ手段の期日においては、その決済のために必ず外貨建金銭債権債務等の管理通貨でのキャッシュ・フローが確定すると考えられる。

以上より、金融商品会計基準及び外貨基準の趣旨を踏まえた上で、銀行業において以下の取扱いのすべてに準拠して当該通貨の実質的な資金調達・運用手段となる通貨スワップ取引等にヘッジ会計を適用する場合には、監査上妥当なものとして取り扱うことができるものとする。

(1) 円貨以外の管理通貨でのキャッシュ・フローに変換する通貨スワップ取引等

銀行業においては、多数の外貨建金融資産又は外貨建金融負債の為替相場変動リスクを効率的に管理するため、国内・海外の事業単位とも、特定の外貨（円貨以外の通貨をいう。以下同じ。）を管理通貨として、その他の外貨建の金融資産又は金融負債に係る為替相場変動の相殺を図っている場合がある。このような為替リスク管理が適切に行われている場合には、ヘッジ対象外貨建金銭債権債務等から生じるキャッシュ・フローを当該外貨建金銭債権債務等の管理通貨に変換させる通貨スワップ取引等は、為替相場変動リスクを減じる効果があるため、ヘッジ手段として指定できるものとする。

(2) ヘッジ手段となる通貨スワップ取引等

ヘッジ手段となる通貨スワップ取引は、元本相当額の契約締結時における支払額と契約満了時における受取額、契約締結時における受取額と契約満了時における支払額が共に同額であり、かつ、元本部分と利息部分に適用されるスワップ・レートが合理的なレートである直先フラット型に限るものとする（ただし、利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改する通貨スワップ契約については、各利払期間ごとに直先フラットであるかどうかを判定する。）。

また、ヘッジ手段となる資金関連スワップ取引の直物為替取引及び先物為替取引は他の為替取引と区分記帳し、直物為替と先物為替の通貨ごとのキャッシュ・フローの差額は利息に相当するものとして識別し、元本相当額及び利息相当額を明示した管理表によって明確に区分管理するものとする。

(3) ヘッジ取引時の要件

次の要件をすべて満たす場合には、ヘッジ取引時の要件を満たすものとする。

ヘッジするリスクを、外貨建金銭債権債務等に係る為替相場変動リスクに限定し、当該外貨建金銭債権債務等をヘッジ対象、通貨スワップ取引等をヘッジ手段として指定すること

ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ手段の元本相当額を上回る外貨建金銭債権債務等の元本（時価評価されるものについては時価による。）が存在することが合理的に見込まれること

ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ手段の発生主義に基づく利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務等の発生主義に基づく利息が存在することが合理的に見込まれること

上記の要件適用においては、外貨建金銭債権債務等の再運用及び再調達としての予定取引並びに外貨建金銭債権債務等の利息に係る予定取引がヘッジ対象となり得るが、当該予定取引の判断基準については、金融商品会計実務指針第162項によることに留意する。

上記の方法のほか、通貨スワップ取引等と外貨建金銭債権債務等を取引時に紐付けするヘッジ指定方法も認められる。この場合においても、ヘッジ対象外貨建金銭債権債務等の元本金額は、当該通貨スワップ取引等の元本相当額を下回ってはならない。また、当該通貨スワップ取引等と紐付けされている外貨資金取引との期日の相違は、2営業日（いずれか一方の通貨国の銀行休業日は除く。）以内とする。

(4) ヘッジ対象となる外貨建金銭債権債務等

上記(3)のヘッジ取引時の要件は、通貨スワップ取引等の契約締結時から契約満了時までの元本相当額の直物為替持高への計上及び利息相当額の発生主義に基づく直物為替持高への計上によって、外貨建金銭債権債務等の為替相場変動による損失の可能性の減殺が図られることを考慮したものである。したがって、ヘッジ対象となる外貨建金銭債権債務等は、原則として、利息等の収益又は費用が発生主義により認識される金融商品に限られる。

なお、債券以外の外貨建その他有価証券及び外貨建子会社・関連会社株式については、外貨建金銭債務又は為替予約等の一部を包括的に指定することによって、金融商品会計実務指針に準拠したヘッジ会計の適用が可能である。

(5) ヘッジ手段の解約又はヘッジ指定の解除

上記(3)の考え方は、ヘッジ手段が当初の契約期間にわたってヘッジ手段として指定され続けていることを前提としており、ヘッジ手段が解約等により期日前に消滅した場合又は反対取引の実行等によりヘッジ指定を解除した場合には、前提が成り立たない。

したがって、ヘッジ手段として指定した通貨スワップ取引等の解約及び反対取引等

によるヘッジ指定の解除は、取引相手の信用状態の著しい悪化等、通貨スワップ取引等の保有者である銀行自身に起因しないやむを得ない事情が生じた場合を除き、認められないものとする。

上記以外の事由によりヘッジ手段として指定した通貨スワップ取引等の解約又は反対取引等によるヘッジ指定の解除を行った場合は、ヘッジ手段として指定した残りのすべての通貨スワップ取引等のヘッジ指定を解除しなければならない。さらに、当該事業年度を含む2事業年度においては、通貨スワップ取引等を相場変動を相殺するヘッジにおけるヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用することはできないものとする。

(6) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによるものとする。

繰延ヘッジの具体的な会計処理は、次のとおりとなる。

ヘッジ手段の損益及び評価差額のうち、利息相当額については、その基礎となる期間にわたって発生主義により損益を認識する。

ヘッジ手段の評価差額のうち、元本相当額の決算日までの直物為替相場の変動による額は、当期の損益として処理する。

ヘッジ手段の評価差額のうち、上記及び以外の金額を繰り延べる。

なお、その他有価証券に区分されている外貨建債券をヘッジ対象に含める場合には、外貨建債券について、外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の換算差額については為替差損益として処理する方法を採用するものとする。

3. 内部取引及び連結会社間取引に該当する通貨スワップ取引等の取扱い

多数の外貨建金融資産又は外貨建金融負債を保有している銀行業においては、ヘッジ手段としての内部取引又は連結会社間取引に該当する通貨スワップ取引等（以下「内部通貨スワップ取引等」という。）を一般事業会社と比較して大量に利用しており、かつ国際的にこれらの取引が行われている。このような状況において、すべての内部通貨スワップ取引等と全く同時同条件で対外取引を行うことは、時差や市場の取引実行可能性の問題もあり困難な場合がある。内部通貨スワップ取引等をヘッジ手段として実施するヘッジ活動に対応した会計処理を行うためには、銀行（又は銀行及びその連結子会社）として対外取引により為替相場変動リスクを減少させているか否かに着目する必要がある。したがって、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準（例えば、必ず3営業日以内に内部通貨スワップ取引等と同条件のカバー取引を実施すること等）を定め、当該基準に従った運営を行うことを条件として、内部通貨スワップ取引等から生じた収益及び費用を消去しなかった場合でも、監査上妥当な会計処理を行ったものとして取り扱うことができるものとする。

なお、以下のすべてを満たすことを条件として、内部通貨スワップ取引等の純額によって対外カバー取引を行う場合でも、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準として取り扱うことができるものとする。

ヘッジ手段として指定される内部通貨スワップ取引等は、関連当事者以外の第三

者との契約と同一又は極めて近い条件で行われること

ヘッジ手段として指定された内部通貨スワップ取引等の純額による対外カバー取引を行うに当たり、ヘッジ手段として指定されていない内部通貨スワップ取引等は明確に区分され、当該ヘッジ手段から除外されていること

ヘッジ手段として指定された内部通貨スワップ取引等は、通貨の組合せ別に1か月以内を単位とした期日別のグルーピングを行い、ヘッジ手段としての指定後3営業日以内に、グルーピング単位と同一期間内を期日とし、かつ、通貨の組合せが同一の通貨スワップ取引等により対外カバーを行うこと

対外カバー取引を行う部署（又は連結会社）は、内部通貨スワップ取引等によりヘッジを行う部署（又は連結会社）から受け入れる為替相場変動リスクを把握し、ヘッジ手段として指定された内部通貨スワップ取引等と対外カバー取引との対応関係を示す文書を整備すること

対外カバー取引を行う部署（又は連結会社）は、内部通貨スワップ取引等によりヘッジを行う部署（又は連結会社）からの依頼によることなく、ヘッジ手段として指定された内部通貨スワップ取引等の条件変更又は取消を行わないこと

対外カバー取引を行う部署（又は連結会社）が、ヘッジ手段として指定された内部通貨スワップ取引等の条件変更又は取消を行った場合には、内部通貨スワップ取引等について、将来にわたってヘッジ会計を適用してはならない。

4．会計方針の注記

本報告によって会計処理を行っている場合、その概要を注記により開示する必要がある。

5．適用

(1) 本報告の適用

本報告は、平成14年4月1日以後開始する事業年度及び中間会計期間から適用する。

なお、本報告の適用に伴う従来の管理手法の見直しやシステム上の対応の必要性により、平成14年4月1日以後開始する事業年度及び中間会計期間からの適用が困難と認められる銀行については、平成15年4月1日以後開始する事業年度及び中間会計期間から本報告を適用することとし、平成14年4月1日以後開始する事業年度及び中間会計期間については、旧報告の「3．資金関連スワップ取引の取扱い」、「4．通貨スワップ取引の取扱い」及び「5．インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」によるとともに、通貨スワップ取引等の元本交換相当額の正味の円換算額は、貸借対照表上、すべて相殺表示することができる。また、本報告の適用に伴う従来の管理手法の見直しやシステム上の対応の必要性が、為替予約その他これらに類似した取引により生じる正味の債権及び債務の貸借対照表表示額の算定にも及ぶ場合には、これらも貸借対照表上、すべて相殺表示することができる。

(2) 通貨スワップ取引等へのヘッジ会計の適用

本報告の適用初年度の期首において存在する通貨スワップ取引等に係るヘッジ関係の指定は、適用初年度の期首現在で行う。平成14年4月1日以後開始する事業年度及

び中間会計期間からの適用に当たっては、期首まで遡及して指定を行うことを容認する。この際、ヘッジ会計に適格なヘッジ手段として指定された通貨スワップ取引等に係る当該期首における評価差額は、資産又は負債として繰り延べる。

(3) 本報告適用日前に行った内部通貨スワップ取引等

本報告適用日前に行った内部通貨スワップ取引等の消去の要否については、旧報告の規定によることができる。

以 上